同志社大学大学院司法研究科

2017年度秋学期末試験問題

科目名：△国際私法Ｉ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：

第一問

ともに甲国に居住する甲国人Xと乙国人Yは、婚姻することにし、甲国において、二人で宗教上の儀式を挙行した。その後、二人は、新婚旅行を兼ねて日本を訪れ、訪問地で婚姻届を提出し、受理された。さらにその後、Yは一人で乙国に一時帰国し、滞在地で婚姻届を提出し、受理された。XとYの婚姻は、日本から見て、方式上、有効に成立したか。なお、婚姻の方式は、甲国法の下では甲国における婚姻届であり、乙国法の下では乙国における婚姻届である。また、本事案において、反致は成立しないものとする。(期末試験総点80点中35点)

第二問

甲国に常居所を有する甲国人Xは、認知症を患い、甲国で後見開始の審判(「本件裁判」)を受けたが、日本に不動産を有しており、その相続につき、甲国において、医師一人の立会いの下で、遺言(「本件遺言」)をした。本件裁判は、日本でその効力が承認される要件を満たしているとする。日本の視点から、以下の各小問に答えよ。なお、甲国法について、以下の点が分かっている。

甲国の国際私法は、遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の常居所地法によるとする。

甲国は、「遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約」の締約国である。

甲国の国際私法は、相続は、一般に、被相続人の常居所地法によるとするが、不動産に関する相続については、当該不動産の所在地法によるとする。

甲国の民法は、成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師一人以上の立会いがなければならないと規定している。

参考) 日本民法第973条1項

(1) Xは、本件遺言作成につき、遺言能力を有していたか。(期末試験総点80点中15点)

(2) Xが本件遺言作成時に、遺言能力を有していたとする。本件遺言につき、何人の医師の立会いが必要であったか。(期末試験総点80点中15点)

(3) 本件遺言が有効に成立したものとする。その後、Xが日本に不動産を残して死亡したので、日本の裁判所に対して、遺言執行者の選任が申し立てられた。本件遺言について、遺言執行者の欠格事由は、何国法により決まるか。(期末試験総点80点中15点)

参考) 日本民法第1009条